

《研究ノート》

オーストリア帝国における民族政策論争

——民族性原理をめぐる——^(注1)

太 田 仁 樹
(岡山大学名誉教授)

はじめに

1. ハプスブルク君主国の発展とオーストリア帝国の民族問題
2. 多民族国家と民族性原理
3. オーストリア社会民主党の民族綱領とカウツキーによる民族性原理の容認
4. バウアーによる唯物史観への民族性原理の組み込みと民族自治構想
5. レンナーの二元的連邦国家構想と民族性原理の否認

はじめに

冷戦の終結からアメリカの一極支配体制が成立する（「歴史の終焉」）と思われた21世紀ですが、世界は混沌とした状況を脱することができません。地域国家間戦争と「内戦」の頻発により生じた難民問題は、近代の「ネイションステイト」体制が民族間の対立を常に醸成するものであり、諸民族の共存の道は険しいものであることを示しています。民族問題の解決として、「民族自決」によるネイションステイトの形成が、レーニンとウィルソンによって唱導されてから100年、レーニンとスターリンによって批判されたオーストロ・マルクス主義の民族政策構想が新たに注目されるようになってきました。以下では、19世紀末から20世紀初頭にかけて、オーストリア社会民主党内部で展開された民族政策に関する議論を紹介し、近代の難問の一つである民族問題の意味について再考したいと思います。

1. ハプスブルク君主国の発展とオーストリア帝国の民族問題

スイスの伯爵家であったハプスブルク家がヨーロッパ政治の表舞台に登場したのは、1273年に神聖ローマ帝国の選帝侯会議で、ルドルフ1世（在位：1273-91）がローマ王（帝国君主）の位についた時でした。ルドルフ1世はオーストリア公国のヴィーンをハプスブルク家の拠点とし、周辺に勢力を伸ばしました。14世紀にはハプスブルク君主国は雌伏を余儀なくされましたが、15世紀の半ばから神聖ローマ帝国の皇帝位を独占し、中欧で第一の大国となりました。16世紀初頭には、皇帝マクシミリアン1世（在位：1493-1519）がブルゴーニュ公女のマリーと婚姻することにより、ハプスブルク家はネーデルラント、ブルゴーニュを領地としました。マクシミリアン1世の孫であるカール5世（在位：1519-56）は版図を最大にし、

(注1) 本稿は、2020年11月21日および22日に放送大学岡山学習センターでおこなわれた講義「世界システムと民族問題：旧オーストリアの論争から」の一部を文章化したものです。講義においては、松本俊郎所長ほか放送大学岡山学習センターの皆様にお世話をいただきました。記して深い謝意を表します。

ヨーロッパでは、オーストリア大公国、ブルゴーニュ公国、カステール王国、アラゴン王国、ナポリ王国を統治し、海外領土は新大陸、フィリピンに及びました。カール5世の引退の後、ハプスブルク君主国はオーストリア・ハプスブルクとスペイン・ハプスブルクに分離しました。後者は18世紀初頭に断絶し、ハプスブルク君主国とは前者のことを指すようになりました。

オーストリア・ハプスブルク（ハプスブルク君主国）は、カール5世の弟フェルディナント1世（在位：1556-64）が皇帝の位に就くとともに、オーストリア大公国、ボヘミア王国、ハンガリー王国を領地とし、中東欧の第一の大国となりました。18世紀になるとハプスブルク君主国は、スペイン継承戦争によりスペイン領であった南部ネーデルラントを自領にしましたが、オーストリア継承戦争ではシュレージエンの大部分を失いました。ポーランド分割に当たってガリツィアを編入し、東南部ではハンガリーを拡張し、プロヴァナを併合しました。18世紀末にはハプスブルク君主国の版図は、19世紀のそれにほぼ匹敵するものとなり、南部ネーデルラントを除き、領地一円化（飛び地の解消）も進みました。行政の集権化も進められ、特にヨーゼフ2世（在位：1765-90）の時代には、急激なドイツ化が目指されました。しかしこの時期は、全ヨーロッパでナショナリズムの波が高まった時期でもありました。19世紀のオーストリアでは3種類のナショナリズムが現れました。ドイツ人による民族的マジョリティのナショナリズムと、帝国内の種々の民族的マイノリティによる独自の文化的・政治的・経済的な利益の保持を目指すナショナリズム、イタリア人を中心とするイレデンティズムです。民族的対立の構図は18世紀までのハプスブルク君主国の歴史に根ざしています。

1815年、ナポレオン戦争終結後のウィーン会議では、オーストリア、ロシア、イギリス、プロイセンに、フランスを加えて、旧来の秩序を回復・維持しようとする神聖同盟体制が形成され、領土問題もフランス革命以前の状態に戻すという原則が確認されました。ハプスブルク君主国は、すでに1804年にオーストリア帝国に名称を変えていましたが、新体制のもとに、新たな国家体制の構築に挑みます。オーストリア帝国を構成する諸邦は以下の20です。1. バーメン（ボヘミア）王国、2. プロヴァナ、3. ケルンテン公国、4. クライン公国、5. ダルマチア王国、6. ガリツィア・ロドメリア王国、7. キュステンラント伯国、8. ニーダーエスターライヒ大公国、9. メーレン（モラヴィア）伯国、10. ザルツブルク公国、11. シュレージエン公国、12. シュタイアーマルク公国、13. チロール伯国、14. オーバーエスターライヒ大公国、15. フォアアールベルク、16. ハンガリー王国、17. クロアチア・スラヴォニア王国、18. ジーベンビュルゲン（トランシルヴァニア）侯国、19. ロンバルド・ヴェネト王国、20. ヴォイヴォディナ・バナート。

神聖ローマ帝国は、1806年ナポレオンの圧力のもとに解散を余儀なくされたのですが、1804年にハプスブルク家の支配する領域はオーストリア帝国となり、最後の神聖ローマ皇帝フランツ2世（在位：1792-1806）は、最初のオーストリア皇帝フランツ1世（在位：1804-35）と名乗ることになりました。1804年に成立したオーストリア帝国の版図と、フランス革命以前のハプスブルク君主国の版図との間には若干の相違があります。南部ネーデルラントがハプスブルクの支配を離れネーデルラント王国に合流したこと、オーストリア帝国がイタリア北部（ロンバルディア、ヴェネト）の支配権を手中に入れたこと、です。南部ネーデルラントの分離は、オーストリアの「ネイションステイト」化にとっては有利な状況を作り出したのですが、イタリアの先進地域を帝国内部に組み込んだことは、帝国の脇腹に火種を抱えることになり、独立と統一を目指すイタリア人ナショナリズムに手を焼くことになります。

1848年、神聖同盟体制は、共和主義、社会主義とともにナショナリズムによって揺るがされます。イタリアとドイツでは、統一的なネイションステイト建設を目指すナショナリズムが、既存の国境の枠組みの変更を目指します。

イタリア人のナショナリズムはイタリア本国の統一の動きと連動した反オーストリアの運動として現れ

ます。1848年3月に、ロンバルド・ヴェネト王国では、ミラノ蜂起、ヴェネツィア蜂起によりイタリア人ナショナリストの臨時政府が宣言されました。この政府はオーストリア軍により制圧されますが、1859年の第2次イタリア独立戦争においては、フランスの支持を得たサルディーニャ王国を中心にするイタリア軍が勝利するに及び、オーストリアはロンバルディアを失い、1866年の第3次イタリア独立戦争ではヴェネトを失うことになりました。なおオーストリア帝国領内に残ったイタリア人居住地域（トレンティーノ、イストリア、ダルマチア等）はイレデンタ（irredenta, 未回収地）と呼ばれ、イタリア王国に回収されるべき領土と見なされ、イレデンティズムというイタリア人ナショナリズムの標的となりました。

ドイツにおける統一的な国家建設に関するナショナリズムは、プロイセンを指導者とする小ドイツ主義とオーストリアを指導者とする大ドイツ主義の争いとして、1848年のフランクフルト国民会議において衝突します。フランクフルト国民会議では小ドイツ主義の優位のもとに議論は進展し、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世（在位：1840-61）に対して、自由主義憲法を受け入れ、統一ドイツの皇帝位に就くように推挙がなされました。しかし、プロイセン王はこれを拒否したため、オーストリアはドイツ連邦にとどまることができましたが、オーストリア皇帝の権威の失墜は明らかでした。「下から」の自由主義的小ドイツ主義路線を拒否したプロイセンは、「上から」の君主主義的小ドイツ主義路線を推し進め、1866年普墺戦争において、オーストリアを打ち破り、1871年には普仏戦争に勝利し、ドイツ帝国を建設します。オーストリア帝国は体制の立て直しを余儀なくされましたが、これに乗じたのがハンガリーのナショナリストでした。

ハンガリーのマジャル人ナショナリズムは強烈で、すでに1848年革命においてコシュート（1802-94）を指導者とする自由主義改革運動が進められ、1849年には彼を首班とする独立共和国の宣言が発せられました。ウィーンの帝国政府軍は自力でこれを鎮圧できず、ロシア帝国の支援によってようやく事態を收拾しました。ハンガリーのナショナリストは独立志向を捨てることなく、オーストリア帝国の弱体化を好機と見て、1867年にアウスグライヒ（和協）を勝ち取ります。アウスグライヒによって、ハンガリーは、ハプスブルク家のハンガリー王としての地位を認めるが、外交と軍事・財政を除く自治権を獲得しました。これ以降、オーストリア帝国は、ハンガリー王国（＝「トランスライタニエン」、構成諸邦：ハンガリー、クロアチア・スラヴォニア、フィウメ（リエカ）、トランシルヴァニア、ヴォイヴォディナ、バナト）と「帝国議会において代表される諸王国および諸邦」（＝「ツイスライタニアン」、構成諸邦：ベーメン、プロヴィナ、ケルンテン、クライン、ダルマチア、ガリツィア・ロドメリア、キュステンラント、ニーダーエスターライヒ、メーレン、ザルツブルク、シュレージエン、シュタイアーマルク、チロール、オーバーエスターライヒ、フォアアールベルク）に分かれました。本稿でアウスグライヒ以後の「オーストリア帝国」と言うときは、このツイスライタニアンを指しています。ツイスライタニアンとトランスライタニアンを合わせて呼ぶときは、「二重帝国」と呼びます。

しかし、アウスグライヒは民族問題をより複雑にしました。二重帝国には主要なエスニック集団として10が数えられます。ドイツ人、マジャル人、チェコ人、スロヴァキア人、ポーランド人、ルテニア（ウクライナ）人、スロヴェニア人、セルヴィア・クロアチア人、ルーマニア人、イタリア人です。ツイスライタニアンに関わりのあるのは、ドイツ人、チェコ人、ポーランド人、ルテニア人、スロヴェニア人、クロアチア人、イタリア人です。王国・邦国の区切りは、歴史的な経緯に基づくもので、各王国・邦国の内部に複数のエスニック集団が併存することが多く、中世以来の分立主義の存在と合間って、統一的なネイションの形成には程遠い状態であった訳ですが、1867年のアウスグライヒによるハンガリーの実質的独立は、ツイスライタニアン以外のエスニック集団の自治・独立へ向けた欲求を強く喚起したのです。

その中心にいたのは、チェコ人を中心とするスラヴ人のナショナリズムでした。早くも1848年革命に際

して、プラハでは、チェコ人ナショナリストを中心にスラヴ人会議が開催されていましたが、1874年の青年チェコ党の発足は、チェコ人ナショナリズムの高揚を示す一つの指標です。チェコ人ナショナリストは、ハンガリーに続いてアウスグライヒを勝ち取り、オーストリアを三重帝国にすることを目指しました。

1880年、チェコ人の言語的・文化的な要求に譲歩して、帝国首相ターフェは、「ターフェの言語令」と呼ばれる省令を發布しました。その内容は、パーメンの官庁の窓口で使われる言語（外務語）としてドイツ語とチェコ語の対等性を認めたもので、従来はドイツ語が使えなければ官庁での交渉ができなかった状況を改善するものでした。1882年にはドイツ語大学であったプラハ大学がドイツ語部とチェコ語部に二分されます。とりあえずチェコ人への譲歩によって事態の鎮静化は成功しましたが、チェコ語を解しないドイツ人たちには、不満が広まりました。

ターフェの死後、首相となったバデーニは、青年チェコ党の要求に応じて、1897年に「バデーニの言語令」を發布しました。その内容はチェコ人にとって「ターフェの言語令」よりも一層有利なものであると受け止められるものでした。パーメンの官庁において職員同士の文書処理（内務語）においてチェコ語の使用を認めるもので、パーメンの官庁職員はドイツ語とチェコ語の双方に堪能であることが求められることになりました。多民族国家において民族的マイノリティが母語とマジョリティの言語とのバイリンガルであることは比較的多く見られることですが、民族的マジョリティは母語と別にマイノリティの言語にも通じていることは少ないことが通例です。このような状況では、バデーニの言語令はドイツ系住民にとって一方的に不利益を齎すものだと感じられたのです。ドイツ人議員は帝国議会で議事妨害を繰り返し、混戦が惹き起こされました。言語令は撤回されバデーニは罷免されますが、今度はこれを不満とするチェコ人議員が議会をボイコットしたために、議会は機能を停止します。この混乱については、アメリカの作家マーク・トウエンの「オーストリア議会見聞記」や、日本人外交官信夫淳平の『東欧の夢』に生々しく描かれています。ドイツ人とチェコ人の対立は議会の枠を超えて、街頭での両勢力の激突にまで突き進み、オーストリア帝国全体の秩序そのものが揺さぶられることとなります。オーストリア社会民主党の直面した民族問題とはこのような歴史的背景から生じた問題だったのです。

2. 多民族国家と民族性原理

オーストリア帝国の民族問題は、ハプスブルク家の発展によって生み出された多民族国家という現実と、「1ネーション1国家」を内容とする民族性原理の理念との対立の現れとも言えるものでした。

オーストリア帝国の領地は、ハプスブルク家の家領の連合体としてのハプスブルク君主国を継承するものでした。オーストリア帝国を構成するのは、ハプスブルク家と各地の貴族層との契約によって認められた王国、公国、侯国、伯国等で、1815年のウィーン会議で認められた帝国の領土は以下です。すなわち、オーストリア大公国に関連するニーダーエスターライヒ、シュタイアーマルク、ケルンテン、クライン、トリエステ、チロール、ゲルツ、オーバーエスターライヒ、イストリア、ザルツブルク、キュステンラント、フォアアールベルク、パーメン（ボヘミア）王国に関連するパーメン（ボヘミア）、メーレン（モラヴィア）、シュレージエン、ハンガリー王国に関連するハンガリー、スラボニア、クロアチア、フィウム、ジーベンビルゲン（トランシルヴァニア）、その他としてガリツィア・ロドメニア、ブコヴィナ、ダルマチア、ヴェネトなどです。

一人の君主を介して複数の政治体が連合する様式は「礫岩国家」と呼ばれる初期近代のヨーロッパに広く見られた国家形態でしたが、ヨーロッパ諸列強は17～18世紀に集権化により礫岩状態を克服し、均質な「一枚岩」的な「ネーションステイト」となり、インターステイトシステム内のランキングの上昇（地位保全）

を目指し、互いに競争し合うこととなります。礫岩国家を構成するそれぞれの「礫」は、歴史的経緯をことにする政治体ですが、異なったエスニック集団の存在と重なることもあり、その場合、礫岩国家は多民族国家として固定され「ネイションステイト」に進むことが困難な状況に陥ることもありました。ハプスブルク君主国はこのような固定された礫岩国家の典型とも言えるものでした。オーストリア帝国の実情は集権的体制とは程遠く、住民は相互の連帯感が欠如し、共通の国民意識が形成されることもありませんでした。

民族性原理は初期近代のこのようなヨーロッパの情勢の中で、内政と外政において重要な役割を果たします。民族性原理を中核的原理とするナショナリズムの波は、あるときは既存国家の支配体制を強化し、あるときは既存の支配体制を解体させ、列強間の対立を先鋭化させていきます。民族性原理はネイションの区分と国家の区分の一致（「1 ネイション 1 国家」）を内実とする、等質的な「ネイションステイト」のあるべき国家像としていました（E・ゲルナー）。この原理は歴史的に見ると次の3機能を果たしました。

民族性原理①:民族性原理の中核をなす「1 ネイション 1 国家」の原理は、まず多民族国家（礫岩国家）の内部において少数民族に対する同化圧力として現れます。近代初期の絶対主義国家は、中世的分立状態を克服すべく、領土の拡大と一元化（飛び地の解消）を必須の課題にしますが、そこに成立したのは多様な言語的・文化的背景と政治的伝統を持つ住民たちの礫岩的共存です。支配集団は、中世以来の多様な政治的・文化的伝統とアイデンティティを持つ住民たちを、領域内部で同質的な「ネイション」に鋳直するという政策を追求します。同じ文化的・言語的な同質性と国民意識を共有することが目指され、支配的エスニック集団の文化・言語が、被支配集団に強要されます。「1 ネイション 1 国家」の原理の貫徹は、既存の国家を前提とする単一のネイション形成を意味し、民族性原理は、被支配的エスニック集団にとって、そのアイデンティティを脅かす原理となります。実際の住民数の多寡に関わりなく支配的エスニック集団が民族的マジョリティとなり、被支配的エスニック集団は民族的マイノリティとされ、マジョリティの規範がマイノリティに押し付けられることとなります。近代のナショナリズムは、まず民族性原理①に基づくナショナリズム①として現れます。

初期近代の強国は「礫岩国家」であり、エスニックな意味では多民族国家であったわけですが、覇権を争奪するほどの強国は、「1 ネイション 1 国家」の形をとることに一応の成功をおさめました。1707年のイングランドとスコットランドの合同とジャコバイトの封じ込めは、イギリス帝国の本拠として「ネイションステイト」化を進めるものでしたし、18世紀のブルボン朝フランスは、中央集権的官僚制の整備とともに、バスク、ラングドック、プロヴァンス、アルザス、ブルターニュ、フランドルなど言語的マイノリティを含む多民族国家でしたが、「ネイションステイト」を装うことができました。プロイセンは、ヴェーン体制においても、飛び地を含む国土構成でしたが、人口に占めるドイツ人比率が高かったこともあって、民族的マイノリティの分離・独立運動は（ポーランド人のそれを除けば）微弱であり、19世紀半ばには統一ドイツ人国家形成のヘゲモニーを争うほどに国内体制を整えることができました。ロシアとオーストリアでは、歴史的な分立状態を克服するのが遅れ、また民族構成の多様さは、ネイションステイト化の困難さを齎しました。このことは西欧の強国に対する「遅れ」として意識されました。オーストリア帝国は、国家体制の凝縮性が欠けたまま、ドイツ人国家建設についてはプロイセンとのヘゲモニー争いに、帝国内部ではエスニック集団の対立に苦しんでいました。民族性原理①はうまく機能せず、領域内の集権化とゲルマン化の試みは、民族的マイノリティの反抗、民族性原理②を中核にするナショナリズム②として、多民族国家体制を動揺させていきました。

民族性原理②:多民族国家内部の被支配集団である民族的マイノリティは、ナショナリズム①に対して自己のアイデンティティ抹殺の脅威を感じ、これに反抗しようとする（ナショナリズム②）わけですが、

民族性原理を否定することによるのではなく、民族的マイノリティの側から民族性原理の中核にある「1ネーション1国家」を読み変えることによって行います。民族性原理②の誕生です。民族性原理①においては、民族的多様性は解消され、同質的なネーションの中にマイノリティが吸収されることがあるべき姿だと考えられていますが、民族性原理②においては、民族的マイノリティ自身が自らを国家形成の主体であるネーションだと措定することによって、既存の多民族国家から分離・独立して、自前の国家形成を展望することになります。民族性原理②は、多民族国家における多様なエスニック集団の共存が、実は民族的マジョリティによる民族的マイノリティの抑圧であるという現実を鋭く見抜いた上で、自集団こそがネーションであり、「1ネーション1国家」の原理に沿って自前の国家を建設しようと主張するのです。複数のネーションが併存しているなら、複数の国家が存在すべきである。これが「1ネーション1国家」の原理の読み替えの内容になるわけです。

このような考え方は「民族自決権」と呼ばれ、それによれば、多民族国家はエスニック集団ごとの「ネーションステイト」に分割されるべきだということになります。民族自決権を掲げた運動（ナショナリズム②）が、ナショナリズムの本流であり、民族問題の中心にあるのが、民族自決権を認めるのか否かであると言う捉え方が広まり、第二インターナショナルの社会主義者の間では民族自決権を認めるのか否かについて、レーニンやスターリンと、ローザ・ルクセンブルクなどとの論戦がおこなわれました。アメリカの28代大統領ウッドロウ・ウィルソンの「14箇条」も独逸土領内の民族的マイノリティの自決権の行使（分離・独立）を支持したことにより、民族自決権は国際的な正義を体現するものであるかに扱われました。このような民族自決権の称賛は、民族性原理②の中核にある「1ネーション1国家」論が、民族性原理①を継承したものであることを見過ごしたものであり、民族間の対立と抑圧構造を見抜いたものではありませんでした。

多民族国家体制を解体しようとする志向としてのナショナリズム②が登場します。ナショナリズム②は、19世紀ヨーロッパにおいて多民族大国からの分離・独立を目指す運動として現れます。アイルランドは、1801年にイギリス帝国に併合されます（「グレートブリテン・アイルランド連合王国」）が、粘り強く抵抗を続け、1919年に独立を達成しました。プロイセン主導で1871年に成立したドイツ帝国では、ポーランド・ナショナリストの持続的な挑戦が続きました。ロシア帝国は、数十の民族的マイノリティを内部に抱えていましたが、分離・独立を目指すナショナリズム②は、ポーランド人、フィンランド人などによって展開されていました。オーストリアにおいてはすでに見たように、ナショナリズム②は、主にマジダル人、チェコ人を先頭とするスラヴ人、本拠地イタリア王国からの支援を受けたイタリア人によって展開されました。1867年のアウスグライヒは、マジダル人によるナショナリズム②の成果と言えます。またイタリア人による統一された「ネーションステイト」としてのイタリア王国の建設の結果、オーストリアはイレデンティズムという形で、第3の民族性原理を基礎とするナショナリズム③の攻撃を受けることになります。

多民族国家におけるナショナリズムについては、ここでいうナショナリズム②が語られることが多いのですが、マイノリティのナショナリズムは、民族的マジョリティによる同化強制＝「ネーション」化に対する反作用としてあるわけです。マジョリティによる抑圧こそがナショナリズムの第1形態（ナショナリズム①）であると言わなければなりません。

民族性原理③：民族性原理①は既存の国家体制の強化を志向するのに対し、民族性原理②は既存の国家体制を解体する方向を目指すものと言えます。この二つの根柢から民族性原理③が登場します。「1ネーション1国家」の原理は、他国の内政への干渉、あるいは他国の領地の併呑のイデオロギーとなります。

ある強国Aが別の国家Bを解体し、従属させるものとして「1ネーション1国家」の論理（民族性原理③）が機能します。B国が同質的なネーション形成に十分に成果をあげることができず、B国内部の民族的

マイノリティ Aが分離・独立運動を展開しているとき、A国ではエスニック集団Aが、支配的エスニック集団＝民族的マジョリティとなっている場合、B国の民族的マイノリティ Bの運動を支援し、条件を整えば、A国に併合するチャンスを狙います。帝国主義的ナショナリズムと呼ばれる動きの一種です。この民族性原理③に立脚する政治的志向は、対外進出的なナショナリズムとして知られています。この帝国主義的ナショナリズムは、民族性原理②に基づく反抗的・解放的ナショナリズムと正反対だと考える傾向もありますが、必ずしもそうではありません。複数の多民族国家が併存し、民族的マジョリティが民族的マイノリティを同化・統合しきれないときには、ある多民族国家の民族的マジョリティが、別の多民族国家の内部に独立を志向する「民族的同胞」を発見し、その独立運動を支援する、あるいは「民族的同胞」の居住する地域を自国領にしようとする動きをするのであって、そこには「1 ネイション 1 国家」の原理が存在しています。この場合の民族性原理③は、国家形成からネイションの形成を説く民族性原理①と、ネイションの発達としての国家形成を説く民族性原理②と言う、二つの民族性原理の統合したものとなっていることに注意すべきです。

多民族大国内の民族的マイノリティの反抗運動や植民地解放のナショナリズムが強力に展開される場合、反抗的・解放的ナショナリズムそのものの中により下位のエスニック集団に対する抑圧が内包されることが通常です。エスニック・ヒエラルキーは重層的、あるいは入れ子構造を成して、解放的ナショナリズムが独立に成功した場合、内部の民族的マイノリティに対する抑圧が強化されたり、新生独立国が対外侵略に乗り出すことも、しばしば見られるのです。アウスグライヒ以後の、ハンガリー王国の民族的マイノリティのマジャル化は、ツィスライタニアンにおけるスラヴ人に対するゲルマン化より強烈だったことは、マジャル人のナショナリズム②がナショナリズム①に転化していることを示しています。イタリアのイレデンティズムがナショナリズム①からナショナリズム③へと転化したものであることは明らかです。さまざまな形でのナショナリズムの展開の基礎には、民族性原理の中核にある「1 ネイション 1 国家」の原理が通底していることは見逃せません。

ウォーラーステインはナショナリズムを「反システム運動」として性格づけているが、その基礎となっている民族性原理を分析すれば、反システムの動きを見せることもあれば、システム強化的な動きを見せることもあるので、彼によるナショナリズムの性格規定は一面的であったと言わねばなりません。またマルクスやエンゲルスは、個別のナショナリズムに対し、状況によって支持を与えたり反対したりしましたが、ナショナリズムの基礎となる民族性原理（「1 ネイション 1 国家」）には全く同調することがなく、むしろ嘲笑的な態度をとったことにも注意すべきでしょう。

3. オーストリア社会民主党の民族綱領とカウツキーによる民族性原理の容認

19世紀後半のヨーロッパでは、資本主義経済の発展は労働者階級の人数を増大させ、労働運動の高揚とともに社会主義運動が成長してきました。オーストリア帝国においても、1870年にヴィーンで労働者教育が設立され、1874年にはノイデルフルで、社会主義者の連合体としてオーストリア社会民主党が結成されました。この連合体の運動はあまり活発ではなかったのですが、1889年末から1890年初にかけて、ハインフェルトで統一大会が開かれ、本格的な活動を開始しました。ツィスライタニアンを活動の場とするこの党は、ドイツの社会民主党と同様に、ラサール派とマルクス派が共存した組織でしたが、オーストリア社会民主党のマルクス派の理論活動は活発で、後に「オーストロ・マルクス主義」と呼ばれる理論集団を形成しました。代表的な論客としては、V・アドラー（1852-1918）、K・カウツキー（1854-1938）、K・レンナー（1870-1950）、M・アドラー（1873-1937）、R・ヒルファディング（1877-1941）、F・アドラー

(1879-1960), O・バウアー (1881-1938) がいます。民族政策論争において重要な役割を果たす人物としてはカウツキー, レンナー, バウアーがあげられます。

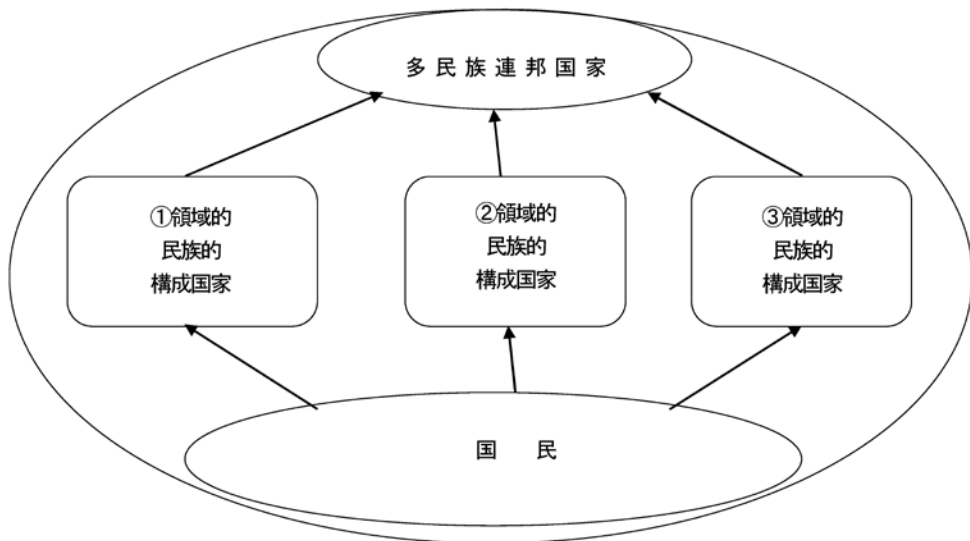
社会民主党において, 民族問題が討議されるようになったのは, 1891年の第2回党大会においてでしたが, 「バデーニの言語令を」めぐって帝国全体が混乱に陥った1897年に, ヴィーンのヴィンベルガーホテルで開かれた第6回大会で重要な決定がなされます。単一の労働者党としての社会民主党から, 民族別の社会民主党の連合体への党組織の編成替えです。社会民主党は, ドイツ人党, チェコ人党, ポーランド人党, ルテニア(ウクライナ)人党, イタリア人党, 南スラヴ人党の連合体になり, 日常の活動は民族党によって担われることになりました。国際主義を掲げる社会民主党も, 民族問題にきめ細かく対処するには民族ごとの組織を必要としたのです。

さらに2年後の1899年にメーレンのブリュン(ブルノ)で開かれた第7回の全体党会議では民族問題に関する綱領(「民族綱領」)が採択されました。その内容は以下のような5項目に纏められます。

- (1) オーストリアは民主主義的多民族連邦国家(Nationalitätenbundesstaat)に改造されるべきである。
- (2) 歴史的な帝室直属地(historische Kronländer)の代わりに, 民族的に区切られた自治行政団体(national abgegrenzte Selbstverwaltungskörper)が形成され, その立法と行政は, 普通・平等・直接選挙権に基づいて選出された民族会議(Nationalkammer)によって遂行される。
- (3) 同一民族の全ての自治行政領域(Selbstverwaltungsgebiete)はともにひとつの民族的に統一された連合(ein national einheitlicher Verband)を形成し, この連合が自己の民族問題を完全に自立的に処理する。
- (4) 民族的マイノリティの権利は, 連邦議会(Reichsparlament)によって決議されるべき特別な法律によって保証される。
- (5) われわれはいかなる民族的特権をも認めないがゆえに, 国家語の要求を拒否する。どの程度まで媒介語を必要とするかは, 連邦議会が決めるだろう。

ブリュン民族綱領について若干説明すると, まず(1)と(2)において新しい政体が「民主主義的」とされていることは, 必ずしも君主政を否定するものではなく, 立憲君主政を含むものです。より注意すべきは多民族連邦国家(Nationalitätenbundesstaat)という表現です。Nationalitätenはエスニック集団を意味し, 「連邦国家(Bundesstaat)」とは多数の構成国家の連合体として複合的な国家体制を想定していることを意味しています。単一の集権国家を目指すものではないと言うことです。この点では, ヨーロッパ初期近代のスタンダードである「礫岩国家」という歴史的現実を反映したものです。ただし, オーストリア帝国の場合, 王国や邦国といった構成国家(帝室直属地)は, ハプスブルク家の君主と在地の有力者との契約によって王位(王冠)が認められるといった歴史的な経緯を踏まえたものだったのですが, エスニック集団を基礎とする構成国家で帝室直属地を取り替えるということを意味します。民族的に区切られた自治行政団体(national abgegrenzte Selbstverwaltungskörper)という表現や, (3)における民族的に統一された連合(ein national einheitlicher Verband)という表現は, この綱領がエスニックな要素を重視していることを表しています。ここには, ナショナリズムに対する譲歩, あるいは「民族自決権」的に解釈された「1ネーション1国家」(民族性原理②)という当時の風潮への同調が見られます。この点では, 民族性原理(「1ネーション1国家」)に対して否定的な態度をとったマルクス・エンゲルスの態度を批判する内容になっています。

ブリュン綱領は《図1》のような国家体制を構想していると言えます。歴史的に形成された帝室直属地(王国・公爵領・伯爵領等)を廃し, 代わって民族区分に基づいて領域区分をおこない, 民族的自治行政団体を形成する(第2項)。全ての民族的自治行政領域は民族ごとに統一した連合を形成し, この連合が民族



〈図1〉 ブリュン綱領の多民族連邦国家構想

問題を処理する（第3項）。民族的自治行政領域の連合が連邦国家を構成する分枝国家（構成国家）となるのです。民族的な構成国家に含まれる民族的マイノリティは、特別な保護を受けるが（第4項）、この領域的民族的構成国家全体は、基本的に民族性原理に立脚したものになっています。

ブリュン綱領は、分離・独立した各民族集団が抗争し合うのを防ぐため、連邦国家の構成国家（=自治行政団体）という枠をはめた上で、小民族が自前のネイションステイトを建設することを限定的に認めたものです。綱領の第2項と第3項の、属地原理に基づいて構成国家を形成するという内容はこのことを意味しています。このように、ブリュン綱領は構成国家という限定された形ではあれ、ネイションステイトの建設を認めるものであり、ナショナリズムの正当性の容認を具体化したものでした。

この民族綱領の理論的基礎となったのは、1898年のK・カウツキーの論文「オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法」です。この論文でカウツキーは近代ナショナリズム高揚の3つの要因を指摘しています。彼によれば、「民族理念」（=ナショナリズム）高揚の第1の要因は、ブルジョアジー、商品生産者一般の、域内市場の確保と外部市場のできる限りの拡大の必要です。第2の要因は、政治的理由、すなわち民主主義を求める努力です。第3の要因は、文章語による民族的教養の人民大衆のあいだへの浸透です。結論的に、「近代の民族運動のこれらすべての根源は、近代社会の発展傾向に深く根ざしている。それは歴史的にまったく正当なものであり、その成長を止めようとする人為的な行為は社会的な発展を押し止めることである」とされます。カウツキーの民族問題認識は、政治・経済・文化におけるナショナリズムと近代国家の繋がりを理論的に解明し、小民族のナショナリズムの正当性を認めようとする、マルクス主義理論史上で画期的な試みで、20世紀後半のB・アンダーソンやA・スミスの議論の先駆けと評価しうるものですが、支配的マジョリティ主導のネイション形成（ナショナリズム①）が、民族的マイノリティに対する抑圧構造となり、それに対する反抗が分離・独立を志向する民族的マイノリティの運動（ナショナリズム②）が惹き起こされ、さらに隣接する多民族国家による、民族的同胞支援を名目とする浸透・侵略志向（ナショナリズム③）を惹き起こすというパラドキシカルなダイナミズムにまでは眼が届いていません。

K・レンナーは、このような属地（領域）原理に基づく多民族連邦国家には反対でした。属地原理は民族性原理（「政治的な単位と民族的単位的一致」＝「1ネイション1国家」）を含意するものであり、それは必ず民族間の抗争に帰結すると考えたのです。近代における小民族の民族意識の高揚に対して、マルク

スやエンゲルスのように民族性原理に嘲笑を浴びせるのではなく、レンナーはカウツキーとともに民族理念高揚の正当性を認めるのですが、彼は民族を文化共同体として捉え、民族は政治的共同体として現れるべきではないと考えました。構成国家（民族的自治行政団体）が属地主義に基づく限り、民族が政治共同体化し、構成領域内部に民族的マジョリティと民族的マイノリティの対立が内包され、支配と反抗の状態が再生産されると考えたからです。

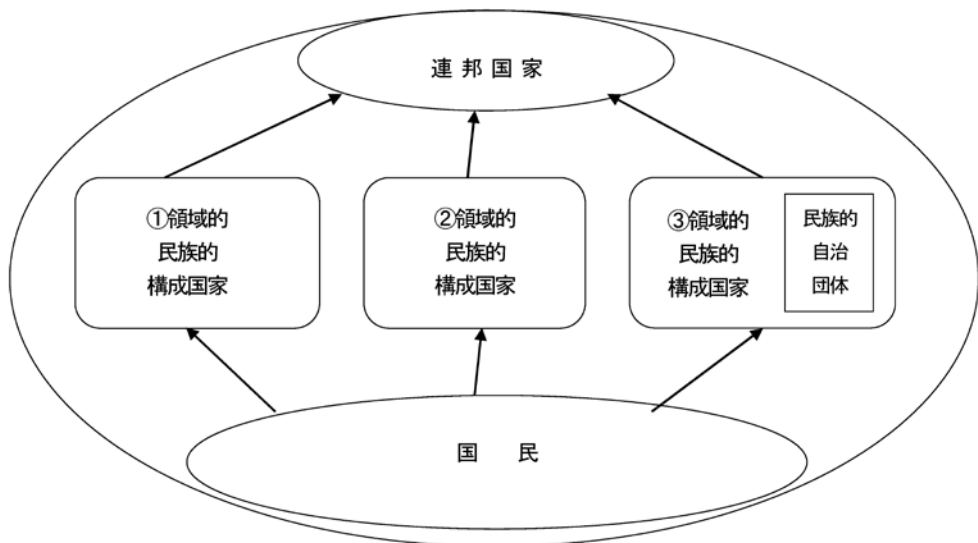
4. バウアーによる唯物史観への民族性原理の組み込みと民族自治構想

民族性原理を称揚する立場から、部分的に修正をくわえた上で、ブリュン民族綱領の意義を確認しようとした論者がバウアーでした。バウアーは民族問題に関する主著『民族問題と社会民主主義』（1907）において、マルクスの唯物史観と民族性原理による歴史発展観とを統合する新しい歴史理論を構想しようとしてしました。バウアーは民族の発展段階として基本的に3段階を考えています。すなわち、民族と文化の即自的な統一の段階である第1段階、民族から文化が奪われている第2段階、民族が文化を奪い返す第3段階です。第1段階は血統共同体であり、それが共通の文化によって結びつけられた段階です。第2段階においては、一方に支配者の文化共同体としての支配民族が存在し、他方で文化から疎外された民族の隷属民が存在します。社会的生産の発展とともに、民族的文化共同体が拡張し、第3段階では、社会主義において統一した民族は完全に文化を取り戻すことになります。「氏族共産主義の社会体制から、生産手段の私的所有と個人的生産とが生じ、それから再び社会的所有に基づく協同組合的生産が発生するように、統一した民族は民族同胞と隷属民とに分裂し、小さな地域的グループへと分散するが、社会的発展の生産につれて、再び互いに接近し、最後には本来の統一した社会主義民族へと上昇していくのである」。民族は、統一から分裂をへて再統一に向かい、文化の保持から喪失をへて再獲得に向かう。これが民族という現象を織り込んだ、バウアーによって改変された唯物史観の概要です。この壮大な人類史の再構成のなかで、近代の民族問題の意味を明らかにしようというのです。

中世の後期からの資本主義時代全体は、第2段階から第3段階への長い過渡期とされます。すなわち、民族国家の形成の時期、多民族国家における「歴史なき民族」の民族のめざめの時期、資本主義時代内部における小段階としての帝国主義段階における民族性原理の転換の時期です。これらの時期区分は、疎外論的な人類史把握のなかで概観されたものですが、とりわけバウアーが強調するのは、この第2段階から第3段階への過渡期において、「すべての民族はそれぞれ一つの国家を形成すべきであり、すべての国家は一つの民族だけからなるべきであるという」内容の「民族性原理」が、近代資本主義の発展に沿ったものであるということです。

バウアーの「民族性原理」は独自に拡張された内容を持っています。本来それは、19世紀の民族主義者の掲げた「1民族1国家」のスローガンなのですが、他民族の支配を目指す「帝国主義的民族性原理」を意味することになり、さらに世界連邦における「社会主義的民族性原理」も認められることにより、バウアーにおける「民族性原理」はその内容が空疎なものになっています。エンゲルスが「民族性原理」に嘲笑を浴びせたとき、その内容は明確でしたが、バウアーは、民族性原理のなかに民族による「文化の奪還」的な内容を組み込もうとして概念としての明確さを失ったと言えましょう。

バウアーの提唱する多民族連邦国家論は、《図2》に示されるような構造を持っています。まず属地原理に基づき領域的民族的構成国家が区分けされます。この区分けはエスニック集団の分布状況を考慮しておこなわれます。従って原則的には1つの領域的民族的構成国家の中には1つのエスニック集団が存在することになります。しかし、流石にバウアーは多民族の構成国家の存在の可能性を否定できません。構成



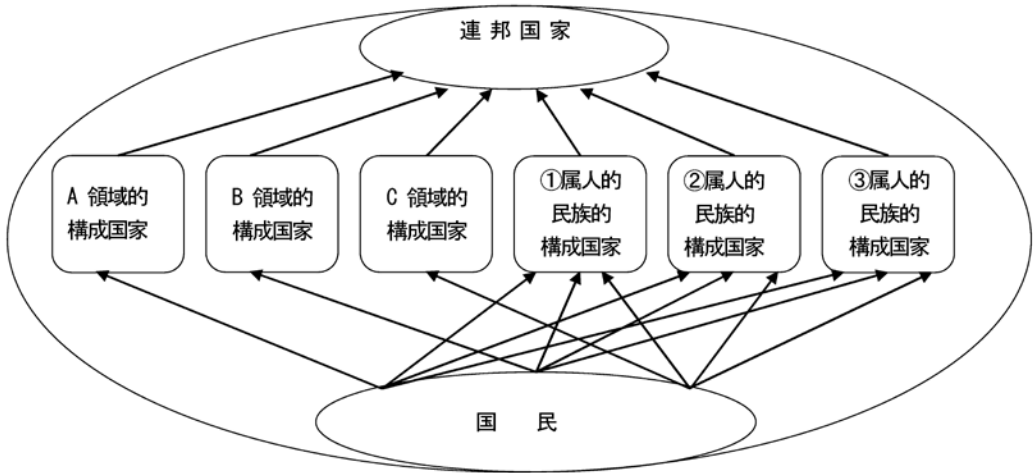
【図2】 バウアーの折衷的民族的自治構想

国家が多民族状況にあるときには、その構成国家内部の民族的マイノリティは属人原理に基づく民族的自治団体を形成するものとされます。しかし多くの構成国家は単一のエスニック集団で構成されていると想定されているために、属人原理に基づく民族的自治団体は、少数の領域的民族的構成国家の内部にしか存在しないことになっています。民族宣言や民族台帳の作成についての、少数の構成国家の中の民族的マイノリティに限って行われるもので、その意義を過大評価することはできません。バウアーの民族的自治構想は、属人原理に基づくものであると語られることがありますが、このように言うことは誤解を招くものです。バウアーの構想においては、属地原理が主要なもので、属人原理はごく限られた分野においてのみ取り入れられているのです。

興味深いことは、1918年1月にバウアーの指導のもとに決議された、左翼反対派の「左翼民族綱領」では、属地原理に基づいて言語に従った領域的区分がおこなわれ、領域的で民族的な構成国家を形成するとされています。属人原理による民族的自治は民族的マイノリティの権利保護に限定されています。ここでは属地原理が主要原理であり、属人原理が副次的な補完原理であることが、『民族問題と社会民主主義』におけるよりも一層明白になっています。

5. レンナーの二元的連邦国家構想と民族性原理の否認

1999年9月にブリュン党大会で採択された民族綱領は、カウツキーの論考によって根拠づけられた属地的民族的自治を内容とするものでした。その草案は党大会に先立つ4月に民族綱領作成のための小委員会において発表されていて、それに対する批判もすでになされていました。代表的な批判はK・レンナーによるものです。彼は2月に民族問題に関する講演をおこない、属人原理に基づく民族的自治構想を発表していましたが、ブリュンの民族綱領には反映されませんでした。党大会では、南スラヴの代表が属人的民族的自治案を提起しましたが、この提案は大会では退けられました。ブリュン大会の後、彼はシノプティクスというペンネームで『国家と民族』という小冊子を公刊して、自身の構想を広く明らかにしました。この小冊子において、エスニックな境界線と国家の境界線が一致することは稀で、属地主義による線引きは、構成国家内部に多民族状態が産み出され、民族的マジョリティによる支配と抑圧、民族的マイノリティ



《図3》 レンナーの二元的連邦国家構想

による反抗と分離志向はより複雑化する、とレンナーは指摘しています。レンナーの民族的自治の具体的構想の発表が期待され、1902年には『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争 第1部 憲法・行政問題としての民族問題』が出版されていますが、構想全体が明確化されたのは、1918年、世界大戦における敗北の年に上梓された著作『諸民族の自決権「国家をめぐる諸民族の闘争 第1部 民族と国家」全面改訂第2版』においてでした。『諸民族の自決権』に即してレンナーの属人的民族的自治の構想の骨子を紹介してみましよう。

レンナーの連邦国家構想は、二元的連邦国家構想と言われます（《図3》参照）。連邦国家を構成する原理が、属地的（領域的）原理と属人的（非領域的）原理の二本立てであるからです。一方では、住民は居住地域に基づいて領域的構成国家に登録されます（「住民台帳」）。領域的構成国家（領域的自治団体）は各領域に即した領域的な一般行政をおこなう組織です。他方では、住民は自己申告（「民族性宣言」）によって希望する民族的自治団体に登録します（「民族台帳」）。この民族的自治団体は文化・教育に関する行政をおこなう属人的民族的構成国家となります。住民は、住民台帳と民族台帳を通じて領域的自治団体と属人的民族的自治団体の2つの系列の自治団体に組織されます。2系列の自治団体はそれぞれ、領域的構成国家と属人的民族的構成国家として連邦国家の分枝（構成国家）となります。この場合、領域帰属は居住によって決定されますが、民族帰属は本人の自由意思（選択）によって決まります。

各個人がどの民族に帰属するかを、本人の自由な選択にまかせるというこの方法は、民族＝血統共同体というナショナリストの民族概念を無効にするものです。レンナーにおいては、近代的民族とは「発達した文化共同体の表現としての民族語と民族的文献を持つ精神的・文化的な共同体を表す」存在なのです。各民族は、その構成員の経済的・精神的な成功が大きいほど、多数の支持者を獲得することができるので、他民族に対する憎悪をおおるナショナリストの宣伝は無意味となります。また、自由な民族性宣言を認めるということは、行政や学者がある個人の民族帰属を決定するのではないということ、これは、民族帰属の決定にとって民族構成員自身の主観的意識が重要である、というレンナーの民族認識を示すものです。したがって、自由な民族性宣言は同化の自由をも意味するものです。

レンナーの二元的連邦国家構想の眼目は民族性原理の根幹である「領域と民族の境界」との一致を除去するところにあります。領域的構成国家は民族的な問題に関わらないということです。近代国家の統治においては、文化・教育に力をいれて国民をイデオロギー的に統合することが重要な課題となりますが、こ

こでの領域的構成国家は、その道が閉ざされています。他方で、民族的構成国家（民族的自治団体）は、その権限を文化と教育に限定されている点で極めて弱い存在です。連邦制度における構成国家の権限は、もともと主権国家に較べれば外交権・軍事権などで制限されたものですが、レンナーの二元的連邦国家構想における構成国家は、領域的なものも、非領域的で民族的なものも、通常の連邦国家における構成国家よりも一層制限されたものとなっています。領域と民族の境界との一致を追求するナショナリストから見ると、不十分なものであると感じられるでしょう。逆にいうと、ナショナリストが成長しにくい環境となっているのです。

レンナーの二元的連邦国家構想の観点から見ると、ブリュン綱領の多民族連邦国家構想は、ナショナリストの活動の余地を認め過ぎていることとなります。ブリュン綱領では各構成国家は領域的なものでもあり民族的なものでもある、いわば「ミニ・ネイションステイト」なのです。領域的でかつ民族的な構成国家が成立すれば、各構成国家は民族名を付されていることから予見されるように、構成国家内部のマジョリティとマイノリティの抗争を引き起こし、やがて、構成国家を主権国家にランクアップさせようとする運動に発展するので、ブリュン民族綱領は将来の民族紛争の種を蒔くものでしかない、とレンナーは考えたのです。

レンナーの属人原理による民族的自治と二元的連邦国家の構想の狙いは、「領域の境界と民族の境界との一致」というナショナリズムの基礎となる民族性原理に向けられていました。ブリュン民族綱領がナショナリズムに対する「押さえ込み」を企図しつつ、ナショナリストの運動への「譲歩」を内容とするものであったのに対して、レンナーの構想はナショナリズムの原理の中核にある論理（「1 ネイション 1 国家」）の除去を狙ったものでした。レンナーのこの構想は、しばしば属人的文化的自治と呼ばれて、パウアーの民族的自治案と類似するものであるかのように誤解されていました。しかしその内容を見ると、パウアーの案が小民族の政治的な独立の志向（民族性原理②、ナショナリズム②）を後押しするものであるのに対し、レンナーの構想は民族性原理②をポジティブに捉えるところはありません。小民族のナショナリストにとっては、レンナー構想は反ナショナリズムの究極案と言えるものであったかもしれません。

レンナーは、小民族のナショナリズムに対する「譲歩」が民族的対立を解決するものとは考えませんでした。彼の属人的民族的自治と二元的連邦国家制度の構想は、民族性原理の中核である「領域の境界と民族の境界とを一致」（E・ゲルナー）させようとする志向そのものの除去を意図するものでした。マルクスやエンゲルスの民族性原理否定は小民族に対する蔑視と一体になっていますが、レンナーは小民族の文化を尊重する立場に立ちつつ、小民族の政治的ナショナリズムを否定しようとしたのです。レンナーの二元的連邦国家構想の眼目は、大民族のナショナリズム（小民族の併呑・同化＝民族性原理①および③）をも除去しようとしたものだったのです。レンナーの目指したのは、民族性原理②を産み出すネイションステイトにおける民族的マジョリティによるマイノリティ抑圧体制の廃絶だったのです。パウアーとレンナーの民族性原理に対する態度の相違は、両者の民族的自治における属人原理と属地原理の捉え方を吟味することにより明らかになります。民族的自治団体の形成に属地原理を紛れ込ますか否かが、ポイントだったのです。

多民族国家内部の小民族のナショナリズムや、植民地や従属国の被抑圧民族のナショナリズムは、列強同士による地球の領土的分割に反対するという意味では「反システム運動」であったのですが、彼らのナショナリズムの内実、民族差別システム（同化と排除）をもたらず民族性原理（「1 ネイション 1 国家」）を大民族のナショナリズムと共有するものであり、その目的である自前の国家の建設（民族性原理①）の実現は、領域内におけるより弱小な民族への抑圧（民族性原理②）と対外的な拡張（民族性原理③）という、民族間抗争を惹起しがちな近代のインターステイトシステムのあり方を変更するものではありませんでし

た。第1次大戦後も第2次大戦後も、「民族自決権」の行使により、多数の新興独立国家が生まれましたが、インターステイトシステムは再編強化され、諸国民間の友好は実現しませんでした。このことは、ナショナリズムの目標であるネイションステイトという原理そのものが、民族的な抑圧と諸民族（国民）の敵対を生み出す原因の一つだったのであり、新しいネイションステイトの誕生は、相互の敵対性を強めるものでしかなかったことを考えれば、理解できることです。

近年のレンナー民族理論の評価の高まりにも関わらず、パウアーとレンナーの民族性原理に関する理解の差異は十分に理解されているとはいえません。レンナーの二元的連邦国家構想は、民族性原理の持つ上記のような問題性を克服しようとする理論的挑戦であったという点から注目すべきだと考えられます。

参 考 文 献

- Anderson, B. [1983] *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso. 白石隆・白石さや訳『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』リプロポート, 1987.
- Bauer, O. [1907] *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Verlag der Wiener Volksbuchhandlung. 丸山敬一・太田仁樹・ほか訳『民族問題と社会民主主義 御茶の水書房, 2007.
- (nicht signiert) [1918] Ein Nationalitätenprogramm der »Linken«, (*Der Kampf*, Jg. 11), in: *Otto Bauer Werkausgabe*, Bd. 8, Europaverlag, 1980.
- Braunthal, J. [1961] Ein Lebensbild Otto Bauers. In *Otto Bauer: eine Auswahl aus seinem Lebenswerk*. Wiener Volksbuchhandlung. 上条勇訳『社会主義への第三の道：オットー・パウアーとオーストロ・マルクス主義』梓出版社, 1990.
- Engels, F. [1866] What Have the Working Classes to Do with Poland?, *Karl Marx - Friedrich Engels Collected Works*, Vol.20, Progress, (1985). 『マルクス・エンゲルス全集』第16巻, 大月書店, 1966.
- Gellner, E. [1983] *Nations and Nationalism*, Cornell University Press. 加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店, 2000.
- Kautsky, K. [1887] Die moderne Nationalität, in *Die Neue Zeit*, Jg. 5, S. 392-405 u. S. 442-451. 太田仁樹訳, 近代の民族集団, 『岡山大学経済学会雑誌』49 (1), 2017.
- [1898a] Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in *Die Neue Zeit*, Jg. 16, S. 516-524 u. S. 557-564. 太田仁樹訳, オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法, 『岡山大学経済学会雑誌』49 (2), 2018.
- [1898b] Nochmals der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in *Die Neue Zeit*, Jg. 16, S. 723-726. 太田仁樹訳, オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法 再論, 『岡山大学経済学会雑誌』49 (2), 2018.
- 丸山敬一編 [1997] 『民族問題：近代のアボリア』ナカニシヤ出版.
- Nasko, S. [1983] Karl Renner, in: Friedrich Weissensteiner und Erika Weinzierl (Hg.), *Die österreichischen Bundeskanzler. Leben und Werk*, Wien. 青山孝徳訳『カール・レンナー：1870-1950』成文社, 2015.
- 太田仁樹 [1997a] レーニン, 丸山敬一編 [1997] 第5章.
- [1997b] スターリン, 丸山敬一編 [1997] 第6章.
- [1998] 世界システムと民族問題：レーニンの「民族自決権承認」論, 平井俊彦編『再構築する近代：その矛盾と運動』全国日本学会, 第5章.
- [2003] オットー・パウアー『民族問題と社会民主主義』の論理, 『岡山大学経済学会雑誌』第35巻第3号.
- [2004] カール・レンナーの民族的自治論：『諸民族の自決権』を中心に, 『経済学史学会年報』46.
- [2009] 民族性原理と民族的自治：属地的自治と属人的自治, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』50.
- [2011] 民族性原理とオットー・パウアー, 『愛知大学経済論集』第186号.
- Renner, K. (Synopticus) [1899] *Staat und Nation. Zur österreichischen Nationalitätenfrage. Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Principien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes*. Josef Dietl. 太田仁樹訳, 国家と民族 (上), (下), 『岡山大学経済学会雑誌』32 (3), 32 (4), 2000.
- (Anonym) [1900] Das arbeitende Volk and die Nationalitätenfrage. Wiener Volksbuchhandlung. 太田仁樹訳, 勤労人民と民族問題, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』38, 2002.
- (Rudolf Springer) [1902] *Der Kampf der Österreichischen Nationen um den Staat. Erster Theil. Das nationale Problem als Verfassungs- und Verwaltungsfrage*. Franz Deuticke. 太田仁樹訳, 国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争 第1部：憲法・行政問題としての民族問題 (1), (2), (3), 『岡山大学経済学会雑誌』37 (3), 37 (4), 38 (1), 2005-2006.
- [1918] *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Oesterreich*. Zugleich zweite, vollständig umgearbeitete Auflage von des Verfassers Buch "Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat", Erster Theil: Nation und Staat. Franz Deutick. 太田仁樹訳『諸民族の自決権：『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争 第1部 民族と国家』全面改訂第2版』御茶の水書房, 2007.

信夫淳平 [1919] 『東欧の夢』 外交時報社出版部。

Smith, A. D. [1991] *National Identity*, Nevada U. P. 高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』 晶文社, 1998.

Сталин, И. В. [1913] Марксизм и национальный вопрос, Институт Маркса-Энгелса при ЦК ВКП (б) (ред.), И. В. Сталин сочинения, т. 2, Москва, 1951. スターリン全集刊行会訳, マルクス主義と民族問題, 『スターリン全集』 大月書店, 第2巻, 1952.

須藤博忠 [1995] 『オーストリアの歴史と社会民主主義』 信山社。

Twain, M. [1898] *Stirring Times in Austria*, *Harper's New Monthly Magazine*, Vol.96. 長尾龍一訳「オーストリア議会見聞記」(長尾龍一『ケルゼン研究Ⅱ』 信山社, 2005, 133-183頁)。

矢田俊隆 [1977] 『ハプスブルク帝国史研究：中欧多民族国家の解体過程』 岩波書店。

Wallerstein, I. et al. [1989] *Anti Systemic Movement*, Verso. 太田仁樹訳『新装版 反システム運動』 大村書店, 1998.